

船びき網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第7号に掲げる次の船びき網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和3年4月28日

1 船びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(2) 漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法							
あみ船びき網漁業	ツノナシオキアミ	船びき網	岩手県 沖合海面	2月1日 から5月 31日まで	制限なし	5トン以上 20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	1
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	21
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	8
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	32
船びき網漁業 (あみ船びき網漁業を除く)	ウミタナゴ等	船びき網	岩手県 沖合海面	1月1日 から12月 31日まで	制限なし	20トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	3
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	36
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	6

							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	62
--	--	--	--	--	--	--	--	----

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年5月10日から令和3年6月10日まで

(3) 備考

- ① この許可の有効期間は、令和3年7月1日(令和3年7月2日以降の場合は許可の日)から令和6年6月30日までとする。
 ② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(1) あみ船びき網漁業

ア 岩手県漁業調整規則第40条に規定する区域内の海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。)においては、操業してはならない。

イ さけ、ます、いか、いかなご、しらうお、しろうお及びさよりを採捕してはならない。

ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

(2) 船びき網漁業(あみ船びき網漁業を除く。)

ア 岩手県漁業調整規則第40条に規定する区域内の海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。)においては、操業してはならない。

イ さけ、ます、いか及びあみを採捕してはならない。

ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

(3) 両漁業種類を併記する場合

ア 岩手県漁業調整規則第40条に規定する区域内の海域(操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。)においては、操業してはならない。

イ さけ、ます及びいかを採捕してはならない。

ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

- ③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

- ④ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。